

農用地利用集積等促進計画案（名古屋市ほか 17 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 8 年 1 0 月 8 日

公益財団法人愛知県農業振興基金

理事長 犬飼 峰宏

1. 意見聴取の対象となる農用地

名古屋市港区西福田一丁目 1517 ほか 3 筆
一宮市上祖父江北方 58 ほか 21 筆
瀬戸市大坪町 221-1
春日井市廻間町字浜居場 37-1 ほか 2 筆
江南市般若町中山 84 番ほか 6 筆
清須市一場御園 901-2
丹羽郡大口町大御堂一丁目 391 ほか 8 筆
津島市古川町 2 丁目 142 番ほか 4 筆
愛西市見越町前田 127 番 1 ほか 2 筆
知多市八幡字小原田 37-1 の一部ほか 3 筆
知多郡阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘 73 番ほか 6 筆
岡崎市六名町字東下地 58 ほか 41 筆
安城市篠目町童子 123 ほか 21 筆
西尾市吉良町吉田山中 66 ほか 13 筆
豊田市保見町南山 195 ほか 9 筆
みよし市打越町上池田 116 ほか 20 筆
新城市竹広字藤浪 405-1 ほか 2 筆
田原市田原町亀若 37 番ほか 19 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 8 年 1 0 月 8 日(木)から令和 8 年 1 0 月 1 4 日(水)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）